

福井県勤労者住宅資金利子補給制度

対象者	福井県内で自己の居住用住宅を新築、購入、増改築する勤労者で、年間所得が400万円以下であつて、県税の全税目に滞納がない方(同一の住宅について、他の県の助成金を受けていないこと)
対象資金	北陸労働金庫から貸付を受けた住宅資金(担保を供して貸付を受けた資金に限る)
対象住宅	延べ床面積165㎡以下の住宅 (* 本人、同居の親族に高齢者・障がい者がいる場合、延べ床面積240㎡以下 ただし、満60歳以上の者およびその配偶者のみが居住する場合は除く)
対象限度額 (※注)	新築・購入 400万円 増改築 200万円 (* 本人または同居の親族に障がい者がいる場合、倍額)
利子補給率	貸付利率の2分の1 (* 借入れ当初の借入金の利率の2分の1または年2%のうち、いずれか低いものを上限)
利子補給期間	第1回利子支払日から5年以内
対象戸数	200戸程度 (* 受付先着順。ただし、枠に達し次第、締切)
申込金融機関	申込みは、北陸労働金庫 福井県内各支店 にお尋ねください

(※注) 建物に係る借入金額のうち、利子補給の対象となる限度額のことです。